府政共生第 135 号 平成 27 年 2 月 6 日

都道府県・指定都市衛生主管部(局)長 都道府県・指定都市青少年行政主管部(局)長 各 都道府県・指定都市消費者行政主管部(局)長 殿 都道府県・指定都市教育委員会学校健康主管課長 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 国 立 私 立 大 学 法 人 事 務 局 長

> 内閣府政策統括官供生社会政策担当/付参事官(青少年環境整備・総合調整第1担当) 警察庁 生活安全局少年課長 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長 消費者庁消費者政策課長 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 法務省制事局公安課長 財務省関税局調査課長 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

卒業・進学・新入学等の時期における危険ドラッグ等の薬物乱用に係る広報啓発 の強化及び青少年の再乱用防止対策の充実強化について(依頼)

政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定)及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」(平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定)に基づき、危険ドラッグの根絶のための取組を強力に推進しているところですが、危険ドラッグをめぐっては、いまだ乱用者による事故等が後を絶たず、インターネット上における販売サイトも海外サーバーを経由するなど悪質化して販売を継続していることなど、依然として予断を許さない状況にあります。

とりわけ、スマートフォン等の急速な普及等を背景に、青少年が保護者の気付かないところでインターネットを利用してこれら違法・有害情報にアクセスし、薬物乱用の端緒となるなど、青少年への乱用の広がりが懸念されるところです。

危険ドラッグ等については、依存性・毒性が強い物質が含まれているものも多く、薬物依存に陥る危険性が高いことから、薬物の中毒・依存に至ってしまった患者に対する適切な治療回復措置のみならず、薬物の中毒・依存に至る前の段階から、薬物乱用者の状態及び状況

に応じたきめ細やかな早期対応が求められます。

このような情勢を踏まえ、平成 26 年 12 月 17 日には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 122 号)が施行され、同法附則において、「指定薬物等の依存症からの患者の回復に係る体制の整備」に関する規定が創設されました。

厚生労働省では、平成27年度から、依存症対策において地域の要としての役割を果たす精神保健福祉センターにおいて、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施するための経費を助成する事業や依存症家族に対する認知行動療法を用いた心理教育プログラム等を実施する事業を予算案に盛り込んだほか、効果的な治療回復プログラムの開発・普及を促進することとしています。

また、昨年12月16日、犯罪対策閣僚会議によって決定された、別添1「宣言:犯罪に戻らない・戻さない」において、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること(RE-ENTRY)が自然にできる社会づくりを推進することが提唱されているように、青少年の薬物乱用者についても、治療と社会復帰が不可分であること等を踏まえ、薬物乱用者の状態及び状況に応じた再乱用防止対策を一層充実強化することが求められています。

こうした中、春の卒業・進学・新入学等の時期を迎えます。危険ドラッグ等の薬物乱用の防止については、青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識の向上が極めて重要であることから、当該時期に実施される各種取組の機会等と有機的に連動させて、関係府省庁が連携して、薬物乱用の根絶と再乱用防止のための広報啓発活動等の取組を推進していくこととしております。

つきましては、貴職及び貴管下市町村等関係機関におかれましても、当該時期において、 上記趣旨を踏まえ、下記の事項に御留意いただき、薬物乱用対策推進地方本部、青少年セン ター等の連絡協議会等の会議や青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向 けた「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等に係る各種取組の機会等を効果的に活用し て、危険ドラッグ等に関する重点的な広報啓発活動に取り組んでいただきますようお願い 致します。

なお、上記「春のあんしんネット・新学期一斉行動」につきましては、別添2のとおり、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者に対する重点的な啓発活動(春のあんしんネット・新学期一斉行動)について(依頼)」(平成27年1月27日付け、府子第36号)で各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長宛の依頼文が発出されており、同依頼文には関係府省庁連名によります一般社団法人全国高等学校PTA連合会等に対する協力依頼文が添付されておりますので、申し添えます。

1 保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及促進

青少年による危険ドラッグの乱用の防止には、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠であり、まず、保護者や地域において青少年の指導、相談・支援及び広報 啓発活動にあたる指導者等に対して、危険ドラッグの危険性・有害性に関する正しい知識の普及を図り、更に深く理解を促す必要がある。

また、スマートフォンを始め、新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及する中で、青少年が保護者の気づかない使い方をして違法・有害情報にアクセスし、危険ドラッグの乱用に至る危険性が増大していることから、保護者や指導者等に対しては、スマートフォン等を通じたインターネット上における危険ドラッグの販売・乱用等の実態について、必要な知識・情報を周知する必要がある。

このため、保護者や指導者等に対して、青少年がどのようにインターネットを利用しているか、インターネットの利用に伴うコンタクトリスクなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状等についての「気づき」を促し、補導や相談・支援等の直接的なコミュニケーション等を通じて、青少年による危険ドラッグの乱用の兆しを見逃すことのないよう、青少年の保護者、学校関係者等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センターの少年補導員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者等に対し、別添資料及び注1~10のホームページ等を活用するなどして、積極的な情報提供に努める。

2 訴求対象に応じた広報啓発活動の推進

(1) 学校等における啓発活動の強化

春の卒業・進学・新入学等の時期は、周囲の環境変化、交友関係の拡大、当該時期を 利用した海外渡航、スマートフォン等の新たなインターネット接続機器の購入等を通 じて、青少年が違法・有害な情報に接する機会が増加することが懸念される。

このため、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備のため「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、この節目の時期を捉えて、集中的に保護者に対するその責務等の意識喚起とペアレンタル・コントロールやフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進に重点を指向して、スマートフォンを始めとした新たな機器等に配意した啓発活動への取組を展開している。

啓発活動においては、当該時期の各種取組の機会等と連動させて、小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止に関する各種指導の機会を活用して、薬物乱用防止教室の開催や、別添3のとおり「薬物乱用防止啓発事業」を活用するなどして、危険ドラッグ等の乱用による健康被害等の危険性について、正しい理解を促すための取組を積極的に推進する。

(2) 有職・無職少年等に対する啓発活動の推進

薬物乱用防止教育を受ける機会の少ない有職・無職少年に対しても、これら薬物に

関する正しい認識が周知されるよう、労働関係機関・青少年労働関係団体等と連携して、新入社員研修や各種イベント等の若者の集まる多様な場において、これら薬物乱用防止に係る啓発活動に努める。

また、青少年のスマートフォン等の利用実態等を踏まえ、学校以外での青少年のSNS等によるクローズドな「繋がり」の機会を利用するなどして、有職・無職少年にもメッセージが届くよう、インターネット上の広報媒体を活用した訴求力の高い効果的な広報啓発に努める。

3 青少年の薬物再乱用防止対策の充実強化

青少年の薬物乱用者は、一般的に、薬物乱用歴が比較的短いことから、地域において、 その治療と社会復帰が不可分であること等を踏まえ、薬物の中毒・依存に至る前の段階から、薬物乱用者の状態及び状況に応じた細やかな早期対応を行うことが特に重要となる。 このため、国や地方の関係機関が連携を密にし、薬物乱用者が健全な社会の一員として 定着できるようシームレスな指導・支援を行っていく必要がある。

青少年の薬物問題の発覚の端緒は、家族等の地域における身近な者が多いことから、薬物問題を抱える家族や何らかの兆候を把握した地域住民等が早期に、相談機関や依存症対策において地域の要としての役割を果たす精神保健福祉センター等に相談できるよう、注1の「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」に記載されている連絡先一覧を活用するなどして、関係機関の各種窓口等の周知徹底に努める。

また、青少年の薬物再乱用防止のためには、その治療と社会復帰支援が不可分であることを踏まえ、「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「少年サポートチーム」等、困難を抱える青少年を地域において関係機関・団体等が連携して支援するための枠組みや具体的な取組・相談窓口等についても、青少年の薬物再乱用者やその家族等の相談者が、その具体的なニーズに応じて、立ち直りに向けてシームレスに、きめ細やかなサポートが受けられるよう、適切な周知に努める。

4 インターネット上の違法・有害情報の排除に向けた気運の醸成

インターネット上での危険ドラッグ等の違法・有害情報については、一般社団法人セーファーインターネット協会及びインターネット・ホットラインセンターにおいて、広くインターネット利用者からの通報を受け付け、削除要請を行う取組が強化される等、民間の事業者等による取組も強化されている。

そのため医薬品医療機器等法による広告中止命令を受けた物品や広域的に規制する必要があるものとして官報で告示された物品の広告などの違法・有害情報を把握した場合に、これらの民間団体等への通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高めるよう、この種情報の通報の「受け皿」として、関係機関・団体等に広く周知に努める。

- 別添1 「宣言:犯罪に戻らない・戻さない」(法務省 犯罪対策閣僚会議決定)
- 別添2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者 に対する重点的な啓発活動(春のあんしんネット・新学期一斉行動)について (内閣府)
- 別添3 平成26年度薬物乱用防止啓発事業(厚生労働省委託事業)
- 注1 ご家族の薬物問題でお困りの方へ(厚生労働省)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/dl/yakubutu_ kazoku.pdf

注2 政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン!〜緊急企画!危険 ドラッグに手を出すな!」

http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg10549.html

注3 政府広報オンライン「特集:薬物対策(危険ドラッグの本当の怖さを知っていますか?)|

http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/drug/index.html

- 注4 平成 25 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(概要)(内閣府) http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka_g.pdf
- 注 5 保護者向け普及啓発用リーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」(内閣府)
 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html
- 注 6 平成 26 年度薬物乱用防止資料(警察庁)

http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/yakubutujyuki/drug2014.pdf

注7 Facebook 及び Twitter (厚生労働省)

Facebook STOP the 薬物! 〜断る勇気が未来をつくる〜

Twitter https://twitter.com/StopTheDrug

注8 あやしい薬物連絡ネット(厚生労働省)

相談窓口: 03-5542-1865

http://www.yakubutsu.com/

- 注9 セーフライン運用ガイドライン(一般社団法人セーファーインターネット協会) http://www.safe-line.jp/wp-content/uploads/safeline_guidelines.pdf
- 注10 ホットライン運用ガイドライン(インターネット・ホットラインセンター) http://www.internethotline.jp/guideline/index.html

(連絡先)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

青少年環境整備·総合調整第1担当 03-5253-2111 (内 38256)

警察庁生活安全局少年課

企画係 03-3581-0141 (内 3071, 3074)

警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課

企画係 03-3581-0141 (内 3274)

消費者庁消費者政策課

03-3507-9244 (直通)

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

調査係 03-5253-5847 (直通)

法務省刑事局公安課

薬物暴力係 03-3580-4111 (内 5643)

財務省関税局調査課

総括係 03-3581-4111 (内 4887)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

保健管理係 03-5253-4111 (内 2976)

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

啓発推進係 03-5253-1111 (内 2796)